

滑川町小規模事業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高の減少等により、事業活動に支障が生じている町内小規模事業者に対して、事業活動の維持又は継続のための緊急支援として、予算の範囲内において、支援金を交付する。

2 前項の支援金の交付に関しては、滑川町補助金等の交付手続等に関する規則（平成9年滑川町規則第7号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいう。

(2) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(3) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4 第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(支援金の使途)

第3条 支援金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用その他の事業活動の維持又は継続に要する費用とする。

(交付対象者)

第4条 この要綱による支援金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内で事業を営んでいる小規模事業者（支店又はフランチャイズ店(他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。)は除く。)であること。ただし、農業を事業としている場合は、認定農業者又は認定新規就農者に限る。

(2) 支援金受領後も事業活動を継続する意欲があること。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、1月（令和2年2月から同年7月までの任意の1月）の売上高が前年同月と比較して20%以上50%未満減少していること。

(4) 滑川町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

(6) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(7) 町税を滞納していないこと(新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、1事業者につき100千円以下とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、令和2年10月30日までに滑川町小規模事業者等事業継続支援金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 口座振込依頼書

(2) 令和元年の確定申告書類の写し

(3) 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときには、滑川町小規模事業者等事業継続支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により交付すべき支援金の額を確定し、支援金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、支援金事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 支援金の交付決定の内容に違反したとき。

(返還)

第9条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、支援金事業の取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第10条 申請者は、支援金事業に関する収入及び支出を明らかにした書類等を整備し、当該書類を支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じな

ければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。